資料１

令和３年度第１回北本市男女共同参画審議会
概要説明資料

１　議題及び報告事項の一覧について

■　今回開催する第１回審議会の議題及び報告事項は、次のとおりです。

1）議題

⑴　男女共同参画の推進に関する年次報告について
⑵　第六次北本市男女行動計画の策定について
⑶　第六次北本市男女行動計画の策定に係る市民意識・実態調査について

2）報告事項

⑴　令和２年度第１回北本市男女共同参画審議会における意見に関する対応について
⑵　令和２年度男女共同参画関連事業報告について
⑶　令和３年度男女共同参画関連事業内容について

■　詳細については、議題は３で、報告事項は４で説明します。

２　市長からの諮問について

■　北本市男女共同参画推進条例［**参考資料２**］の規定により、市長は、「男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定」（第１１条）すること、また、「男女共同参画の推進に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年これを公表する」（第２０条）こととされ、これらを策定又は作成するにあたっては、北本市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならないとされています。

■　今回、市長から本審議会へ、次の２つの諮問が提出されました。

①　男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成について（諮問）［**資料２**］
②　第六次北本市男女行動計画の策定について（諮問）［**資料３**］

■　第１回審議会においては、議題⑴は諮問①に、議題⑵及び⑶は諮問②に関

するものとなっています。

■　本審議会は、諮問された事項について調査審議した後、答申（意見の提出）を行うこととなります。

■　答申は、諮問①［資料２］については第１回審議会の終了後（ただし、調査審議が不十分であるという御意見等が多数あった場合で、審議会を再度開催することになったときは、その後）に行う予定です。諮問②［資料３］については、本計画策定を２年間で行う工程であることから、中間報告としての答申を来年度当初頃に、最終報告としての答申を来年度末頃に行う予定です。

■　答申に関する文書の作成は、委員の皆様からの疑義がなければ、調査審議の内容に基づき、本審議会会長と事務局（人権推進課）が協議の上、作成したいと考えております。

３　議題について

○議題⑴　男女共同参画の推進に関する年次報告について　［資料４］

■　先述の諮問①［資料２］のとおり、北本市男女共同参画推進条例［参考資料２］の規定に基づき、年次報告書を作成し、毎年公表するものです。本審議会で調査審議し、内容を確定したら、公表します。

■　本報告書の案［資料４］は、市役所の庁内会議体である北本市男女共同参画推進委員会での審議を経たものです。

■ 本報告書の内容については、次のとおりです。

第１部　北本市の男女共同参画の推進状況

１　社会環境の状況

■　本市の男女共同参画の状況を把握するにあたり把握する必要がある本市に関する基本情報を記載しています。

■　（１）～（３）及び（５）内の人口等の情報は、国勢調査を出典資料としているため、令和２年度版の報告書から内容に変更はありません。

■　（４）内の合計特殊出生率の推移については、令和２年の確定値が公表されていないため、令和元年までの情報を記載しています。

■　（６）は本市における審議会等の委員における女性の登用率をまとめたものです。令和２年度に女性の登用率が減少した要因としては、女性の登用率が高かった審議会において委員の委嘱を行わない期間が生じたこと、また、委員の委嘱を再開した審議会において女性の登用率が低かったことなどが、主に挙げられます。第五次北本市総合振興計画前期基本計画及び第五次北本市男女行動計画で掲げている、審議会等の委員における女性の登用率の数値目標である４０．０％の達成に向けて、市として取り組んでまいります。

２　男女共同参画に関する意識

■　ここで掲載している情報は、平成２８年度に実施した「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果から抜粋したものです。次回の調査は第六次男女行動計画の策定に向けて本年１０月実施する予定であるため、令和２年度版の報告書から内容に変更はありません。本年に実施する調査の詳細は議題⑶で説明します。

第２部　北本市の男女共同参画施策の実施状況

１　第五次北本市男女行動計画の推進

■　北本市男女行動計画の現行計画である第五次計画の概要を記載しています。

■　第五次計画の期間は、平成３０年度から令和４年度までの５年間であり、現在は本計画に基づき男女共同参画を推進する施策に係る事業に取り組んでいます。

２　第五次北本市男女行動計画の事業の推進状況

■　第五次北本市男女行動計画において施策体系として位置づけられている１１７事業について、令和２年度の実施状況を報告するとともに、評価を行ったものです。

■　評価については、担当課による自己評価の後、人権推進課において平準化等の精査を行い、北本市男女共同参画推進委員会での審議を経て、案として決定したものです。

■　昨年度から評価が向上した事業は３４あり、新たにＡの評価となった事業は２４ありました。第五次計画の計画年度が３年目に入り事業が進捗したこと、上記のとおりＡの評価基準の文言を変更したことなどが、理由として挙

げられます。

■　評価が悪化した事業は１１ありました。そのうち１つは施策番号２－２－①の「審議会・委員等委員への女性の登用推進」であり、それ以外は新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止したものです。

■　以下では、基本目標ごとの取組内容の概要について説明します。

基本目標１　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

■　性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて市民に対して広く啓発を図るとともに、学校教育の場においては、性別にとらわれず他人を尊重できるよう児童、生徒への教育や、教職員及び保護者等への啓発を図っています。

■　令和２年度では、市民に向けてパネル展の開催や情報紙の発行等により啓発を行い、学校では男女平等意識を高める教育や教職員研修を実施したほか、学校だより等を通した保護者への啓発を図りました。

基本目標２　男女がともに活躍できる環境づくり

■　勤労意欲のある女性の就業又は多様な働き方等の支援や、男女がともに働きやすい職場環境の実現に向けて事業者への啓発を図っています。

■　令和２年度では、女性に対する経済各分野別の支援や、再就職等の支援を行うとともに、労働セミナーの実施等により働きやすい職場環境づくりに向けた周知や啓発を行いました。市の審議会等委員への女性の登用率や地域活動等におけるリーダー的役割への女性の参画は十分ではないため、向上に向けて取組みます。

基本目標３　心豊かな生活の基盤づくり

■　男女がともに家事や育児等に参画したり、就業しながら子育て等を行ったりすることができるように、啓発やサービスの充実を図っています。

■　令和２年度では、子育てや介護等に関する講座開設や制度周知等を行いましたが、開設予定だった一部の講座について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったことから、次年度以降の開設方法について検討を重ねていきます。

基本目標４　あらゆる暴力の根絶

■　ＤＶをはじめとするあらゆる暴力の根絶に向けて、市民の意識啓発を図るほか、相談体制や保護・支援制度等の充実を進めています。

■令和２年度では、市民に向けてパネル展の開催や広報への記事掲載等により啓発を進めるとともに、各分野の相談窓口の周知徹底や支援の充実を図りました。

基本目標５　男女共同参画の推進体制の強化

■　庁内における男女共同参画の視点に立った職場環境の整備を図るとともに、職員の意識啓発を行っています。

■令和２年度では、職員研修等の実施を進めましたが、実施予定だった一部の研修等について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったことから、次年度以降の開設方法について検討を重ねていきます。

○議題⑵　第六次北本市男女行動計画の策定について　［資料５－１、５－２］

■　先述の諮問②［資料３］のとおり、北本市男女共同参画推進条例［参考資料２］の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定するものです。［資料５－１］

■　男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定については、男女共同参画社会基本法にも規定されています。本市においては、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）の規定に基づく推進計画と、ＤＶ防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）の規定に基づく基本計画も、本計画と一体的に策定します。

■　現行の第五次北本市男女行動計画は平成２９年度に策定し、先述のとおり計画期間は平成３０年度から令和４年度までの５年間となっています。

■　次期計画である第六次計画は、令和５年度から開始することになるため、本年度と来年度の２年間で計画の策定を行います。

■　第六次計画の策定事業を実施するにあたっては、策定の支援に係る業務を株式会社アイ　アール　エスに委託しています。

■　第六次計画の策定に向けた工程は、次のとおりです。**[資料５－２]**

1）本年度（令和３年度）

計画を策定するにあたり、社会の実態を把握し、計画の基本目標、施策の方向性及び取組内容等に反映するため、市民意識・実態調査と事業者実態調査を実施します。市民意識実態調査の詳細は、議題⑶で説明します。

また、国及び県が推進する施策等に関する動向の整理や、第五次計画の検証を行います。

2）来年度（令和４年度）

令和３年度に把握や分析を行った情報を踏まえ、第六次計画本体の作成を行います。計画本体の策定にあたっては、計画の原案を作成した後に、パブリックコメント（市民からの意見の募集）を実施し、計画の作成を進めます。

○議題⑶　第六次北本市男女行動計画の策定に係る市民意識・実態調査について
[資料６－１ ～ ６－５]

■　先述のとおり、第六次計画を策定するにあたり、社会の実態を把握し、計画の基本目標、施策の方向性及び取組内容等に反映するため、市民意識・実態調査を実施します。市民２，０００人を対象として１０月中旬以降に調査票を郵送し、３月に報告書を作成します。**[資料６－１]**

■　議題⑴（Ｐ．３）において説明した「令和３年度版男女共同参画の推進に関する年次報告書」**[資料４]** の第１部の２に係る出典資料の新規調査です。

■　今回の調査から、回答方法は郵送のほか、インターネットも可能とすることとします。

■　本調査では、経年変化を把握する必要があることから前回（平成２８年）調査の設問 **[資料６－５]** を基本としつつも、社会の状況並びに国及び県の動向等を反映し、設問の追加、修正又は削除を行いました。**[資料６－４]**

■　本調査票の案 **[資料６－２]** 及びインターネットを利用した回答方法の案内の案 **[資料６－３]** は、市役所の庁内会議体である北本市男女共同参画推進委員会での審議を経たものです。

■　調査の質問項目は、次の章立てをもとに構成しています。

1　男女平等に関する意識について
2　家庭生活（家事・育児・介護）と地域活動について
3　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について
4　職業生活について
5　配偶者等からの暴力などについて
6　防災・災害対応における男女共同参画について
7　性の多様性について
8　北本市の男女共同参画の取組について
9　市の男女共同参画についてのご意見・ご要望

■　前記のうち６と７については、今回の調査から追加した章です。防災や災害対応の重要性が一層高まる中で、防災対策、避難所対応及び被災地域での活動における男女共同参画の推進は必須であるという視点に立ち、６章を追加しました。また、性の多様性の尊重に関する議論が高まっていることを踏まえ、７章を追加しました。

４　報告事項について

○報告事項⑴　令和２年度第１回北本市男女共同参画審議会における意見に関する対応について　［資料７］

■　令和２年８月６日（水）に開催した北本市男女共同参画審議会でいただいた主な意見に関する対応状況について報告するものです。

○報告事項⑵　令和２年度男女共同参画関連事業報告について　［資料８］

■　人権推進課で令和２年度に実施した男女共同参画に関する事業について、詳細を報告するものです。

○報告事項⑶　令和３年度男女共同参画関連事業内容について　［資料９］

■　人権推進課で令和２年度に実施した、または実施予定である男女共同参画に関する事業について、詳細を報告するものです。

５　その他連絡事項について

■　資料を御確認いただき、別紙の「書面会議意見書」を９月３０日（木）までに御提出ください。

■　次回の審議会の開催は、令和４年２月を予定しています。ただし、諮問①［資料２］に係る議題⑴については、今回の審議会において調査審議が不十分であるという御意見等が多数あった場合は、令和４年２月よりも前に再度開催することもあります。

■　今回の審議会は書面会議となりましたが、会議記録を作成し、公表します。